

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）（抄）（第一条関係）	．．．．．	1
○航空機登録令（昭和二十八年政令第二百九十六号）（抄）（第二条関係）	．．．．．	4
○奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）（抄）（第三条関係）	．．．．．	6
○空港周辺整備債券令（昭和五十年政令第十号）（抄）（第三条関係）	．．．．．	8
○財形住宅債券令（昭和五十一年政令第三百二十二号）（抄）（第三条関係）	．．．．．	10
○民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）（抄）（第三条関係）	．．．．．	12
○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）（第三条関係）	．．．．．	14
○独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）（第三条関係）	．．．．．	16
○独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）（第三条関係）	．．．．．	18
○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（抄）（第三条関係）	．．．．．	20
○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）（第四条関係）	．．．．．	22
○ダム使用権登録令（昭和四十二年政令第二号）（抄）（第五条関係）	．．．．．	23
○小型船舶登録令（平成十三年政令第三百八十一号）（抄）（第六条関係）	．．．．．	25

改正案	現行
<p>（申請書）</p> <p>第十五条 申請書には、申請人の氏名又は名称その他の国土交通省令で定める事項を記載し、申請人がこれに押印しなければならない。ただし、自動車の変更登録又は更正の登録の申請書にあつては申請人が、抹消した登録の回復又は抵当権の登録の申請書にあつては登録権利者である申請人が、押印することを要しない。</p> <p>2 申請書の様式及び記載方法は、国土交通省令で定める。</p> <p>（印鑑に関する証明書の添付）</p> <p>第十六条 前条第一項の規定により押印した申請書には、やむを得ない場合を除き、申請人及びその第三者（第十四条第一項第二号の書面を提出する場合に限る。）の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。以下同じ。）を添付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、申請人又はその第三者が国又は地方公共団体である場合には、適用しない。</p>	<p>（申請書）</p> <p>第十五条 申請書には、国土交通省令で定める事項を記載し、申請人がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>2 申請書の様式及び記載方法は、国土交通省令で定める。</p> <p>（印鑑に関する証明書の添付）</p> <p>第十六条 申請書には、やむを得ない場合を除き、申請人及びその第三者（第十四条第一項第二号の書面を提出する場合に限る。）の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。以下この条において同じ。）を添付しなければならない。ただし、自動車の変更登録又は更正の登録の申請書にあつては申請人の、抹消した登録の回復又は抵当権の登録の申請書にあつては登録権利者である申請人の印鑑に関する証明書を添付しなくてもよい。</p> <p>2 前項の規定は、申請人又はその第三者が国又は地方公共団体である場合には、適用しない。</p>

3 第一項の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければならない。

(同意書等の省略)

第十七条 申請書に第三者の許可、同意又は承諾を証する書面を添えて提出することを要する場合において、申請書にその第三者が記名押印したときは、その書面を提出することを要しない。

2 前項に規定する場合においては、やむを得ない場合を除き、その申請書に、その第三者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

3 前項の規定は、その第三者が国又は地方公共団体である場合には、適用しない。

4 第二項の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければならない。

(債権者の代位)

第十九条 債権者は、民法第四百二十三条第一項又は第四百二十三条の七の規定により債務者に代位して登録の申請をする場合には、申請書に債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を記載し、かつ、これに代位の原因を証する書面を添えて提出しなければならない。

(申請書等の記載)

第三十七条 申請書その他登録等の申請又は届出に関する書面を作成する場合には、文字、記号等を明確に記載しなければならない。

2 前項に規定する場合(申請書を作成する場合を除く。)において、

3 第一項の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければならない。

(同意書等の省略)

第十七条 申請書に第三者の許可、同意又は承諾を証する書面を添えて提出することを要する場合において、申請書にその第三者が署名押印したときは、その書面を提出しなくてもよい。

(新設)

(新設)

(新設)

(債権者の代位)

第十九条 債権者は、民法第四百二十三条第一項又は第四百二十三条の七の規定により債務者に代位して登録の申請をする場合には、申請書に債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を記載して署名押印し、かつ、これに代位の原因を証する書面を添えて提出しなければならない。

(申請書等の記載)

第三十七条 申請書その他登録等の申請又は届出に関する書面を作成する場合には、文字、記号等を明確に記載しなければならない。

2 前項の場合(申請書を作成する場合を除く。)において、文字を改

文字を改め、加え、又は削つたときは、その字数を国土交通省令で定める箇所に記載しなければならぬ。その削除に係る文字は、なお読むことができるように字体を残さなければならぬ。

3 前項の場合において、第十四条第一項第二号の書面及び同項第三号の書面（第十五条第一項ただし書に規定する申請人の代理人に係るものを除く。）については、その字数を記載した箇所に押印しなければならない。

め、加え、又は削つたときは、その字数を国土交通省令で定める箇所に記載し、これに押印しなければならない。その削除に係る文字は、なお読むことができるように字体を残さなければならぬ。

（新設）

改正案	現行
<p>（申請書）</p> <p>第十二条 申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 航空機の種類及び型式 二 航空機の製造者 三 航空機の番号 四 航空機の定置場 五 登録記号を有するときは、当該登録記号 六 申請人の氏名又は名称及び住所 七 代理人により登録の申請をするときは、その氏名又は名称及び住所 八 登録原因及びその日付 九 登録の目的 十 申請の年月日 十一 その他国土交通省令で定める事項 <p>（代理権を証する書面等の提出）</p> <p>第十三条 申請人は、次の各号に規定する場合には、申請書に当該各号に規定する書面を添えて提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 代理人により登録の申請をするときは、その権限を証する書面 二 登録原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、 	<p>（申請書）</p> <p>第十二条 申請書には、左に掲げる事項を記載し、申請人又はその代理人がこれに署名押印しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 航空機の種類及び型式 二 航空機の製造者 三 航空機の番号 四 航空機の定置場 五 登録記号を有するときは、当該登録記号 六 申請人の氏名又は名称及び住所 七 代理人により登録の申請をするときは、その氏名又は名称及び住所 八 登録原因及びその日付 九 登録の目的 十 申請の年月日 十一 その他国土交通省令で定める事項 <p>（代理権を証する書面等の提出）</p> <p>第十三条 申請人は、左に掲げる場合には、申請書に左に掲げる書面を添えて提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 代理人により登録の申請をするときは、その権限を証する書面 二 登録原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、

これを証する書面

2|

前項第二号に規定する場合において、当該第三者が申請書に当該許可、同意又は承諾をした旨及びその氏名又は名称を記載したときは、同項の規定にかかわらず、同号の書面を提出することを要しない。

これを証する書面

(新設)

改正案	現行
<p>（奄美群島振興開発債券申込証）</p> <p>第十六条 奄美群島振興開発債券の募集に応じようとする者は、奄美群島振興開発債券申込証に、その引き受けようとする奄美群島振興開発債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある奄美群島振興開発債券（次条第二項において「振替奄美群島振興開発債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該奄美群島振興開発債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を奄美群島振興開発債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 奄美群島振興開発債券申込証は、基金が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 奄美群島振興開発債券の名称 二 奄美群島振興開発債券の総額 三 各奄美群島振興開発債券の金額 四 奄美群島振興開発債券の利率 五 奄美群島振興開発債券の償還の方法及び期限 六 利息支払の方法及び期限 七 奄美群島振興開発債券の発行の価額 	<p>（奄美群島振興開発債券申込証）</p> <p>第十六条 奄美群島振興開発債券の募集に応じようとする者は、奄美群島振興開発債券申込証にその引き受けようとする奄美群島振興開発債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある奄美群島振興開発債券（次条第二項において「振替奄美群島振興開発債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該奄美群島振興開発債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を奄美群島振興開発債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 奄美群島振興開発債券申込証は、基金が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 奄美群島振興開発債券の名称 二 奄美群島振興開発債券の総額 三 各奄美群島振興開発債券の金額 四 奄美群島振興開発債券の利率 五 奄美群島振興開発債券の償還の方法及び期限 六 利息支払の方法及び期限 七 奄美群島振興開発債券の発行の価額

八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
十 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
十 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

改 正 案	現 行
<p>（空港周辺整備債券申込証）</p> <p>第四条 空港周辺整備債券の募集に応じようとする者は、空港周辺整備債券申込証に、その引き受けようとする空港周辺整備債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある空港周辺整備債券（次条第二項において「振替空港周辺整備債券」という。）の募集に 応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該空港周辺整備債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を空港周辺整備債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 空港周辺整備債券申込証は、機構が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。</p> <p>一 空港周辺整備債券の名称</p> <p>二 空港周辺整備債券の総額</p> <p>三 各空港周辺整備債券の金額</p> <p>四 空港周辺整備債券の利率</p> <p>五 空港周辺整備債券の償還の方法及び期限</p> <p>六 利息の支払の方法及び期限</p> <p>七 空港周辺整備債券の発行の価額</p> <p>八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨</p>	<p>（空港周辺整備債券申込証）</p> <p>第四条 空港周辺整備債券の募集に応じようとする者は、空港周辺整備債券申込証にその引き受けようとする空港周辺整備債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある空港周辺整備債券（次条第二項において「振替空港周辺整備債券」という。）の募集に 応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該空港周辺整備債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を空港周辺整備債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 空港周辺整備債券申込証は、機構が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。</p> <p>一 空港周辺整備債券の名称</p> <p>二 空港周辺整備債券の総額</p> <p>三 各空港周辺整備債券の金額</p> <p>四 空港周辺整備債券の利率</p> <p>五 空港周辺整備債券の償還の方法及び期限</p> <p>六 利息の支払の方法及び期限</p> <p>七 空港周辺整備債券の発行の価額</p> <p>八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨</p>

九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
十 応募額が空港周辺整備債券の総額を超える場合の措置
十一 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
十 応募額が空港周辺整備債券の総額を超える場合の措置
十一 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

改正案	現行
<p>（財形住宅債券申込証）</p> <p>第三条 財形住宅債券の募集に応じようとする者は、財形住宅債券申込証に、その引き受けようとする財形住宅債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある財形住宅債券（次条第二項において「振替財形住宅債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該財形住宅債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を財形住宅債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 財形住宅債券申込証は、独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫（以下「機構等」という。）が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 財形住宅債券の名称 二 財形住宅債券の総額 三 各財形住宅債券の金額 四 財形住宅債券の利率 五 財形住宅債券の償還の方法及び期限 六 利息の支払の方法及び期限 七 財形住宅債券の発行の価額 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨 	<p>（財形住宅債券申込証）</p> <p>第三条 財形住宅債券の募集に応じようとする者は、財形住宅債券申込証にその引き受けようとする財形住宅債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある財形住宅債券（次条第二項において「振替財形住宅債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該財形住宅債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を財形住宅債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 財形住宅債券申込証は、独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫（以下「機構等」という。）が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 財形住宅債券の名称 二 財形住宅債券の総額 三 各財形住宅債券の金額 四 財形住宅債券の利率 五 財形住宅債券の償還の方法及び期限 六 利息の支払の方法及び期限 七 財形住宅債券の発行の価額 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨

九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
十 応募額が財形住宅債券の総額を超える場合の措置
十一 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
十 応募額が財形住宅債券の総額を超える場合の措置
十一 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

改正案	現行
<p>（機構債券の申込証）</p> <p>第八条 機構債券の募集に応じようとする者は、機構債券の申込証（以下「申込証」という。）に、その引き受けようとする機構債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある機構債券（次条第二項において「振替機構債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 機構及び機構債券の名称 二 機構債券の総額 三 各機構債券の金額 四 機構債券の利率 五 機構債券の償還の方法及び期限 六 利息の支払の方法及び期限 七 機構債券の発行の価額 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨 九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨 	<p>（機構債券の申込証）</p> <p>第八条 機構債券の募集に応じようとする者は、機構債券の申込証（以下「申込証」という。）に、その引き受けようとする機構債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある機構債券（次条第二項において「振替機構債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 機構及び機構債券の名称 二 機構債券の総額 三 各機構債券の金額 四 機構債券の利率 五 機構債券の償還の方法及び期限 六 利息の支払の方法及び期限 七 機構債券の発行の価額 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨 九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨

十 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

十 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

改正案	現行
<p>（機構債券申込証）</p> <p>第二十条 機構債券の募集に応じようとする者は、鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券申込証（以下「機構債券申込証」という。）に、その引き受けようとする機構債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある機構債券（次条第二項において「振替機構債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 機構債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 機構債券の名称 二 機構債券の総額 三 各機構債券の金額 四 機構債券の利率 五 機構債券の償還の方法及び期限 六 利息の支払の方法及び期限 七 機構債券の発行の価額 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨 	<p>（機構債券申込証）</p> <p>第二十条 機構債券の募集に応じようとする者は、鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券申込証（以下「機構債券申込証」という。）にその引き受けようとする機構債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある機構債券（次条第二項において「振替機構債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 機構債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 機構債券の名称 二 機構債券の総額 三 各機構債券の金額 四 機構債券の利率 五 機構債券の償還の方法及び期限 六 利息の支払の方法及び期限 七 機構債券の発行の価額 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨

九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
十 応募額が機構債券の総額を超える場合の措置
十一 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
十 応募額が機構債券の総額を超える場合の措置
十一 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

改正案	現行
<p>（水資源債券申込証）</p> <p>第四十五条 水資源債券の募集に応じようとする者は、水資源債券申込証に、その引き受けようとする水資源債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある水資源債券（次条第二項において「振替水資源債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該水資源債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を水資源債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 水資源債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 水資源債券の名称 二 水資源債券の総額 三 各水資源債券の金額 四 水資源債券の利率 五 水資源債券の償還の方法及び期限 六 利息の支払の方法及び期限 七 水資源債券の発行の価額 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨 九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨 	<p>（水資源債券申込証）</p> <p>第四十五条 水資源債券の募集に応じようとする者は、水資源債券申込証にその引き受けようとする水資源債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある水資源債券（次条第二項において「振替水資源債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該水資源債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を水資源債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 水資源債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 水資源債券の名称 二 水資源債券の総額 三 各水資源債券の金額 四 水資源債券の利率 五 水資源債券の償還の方法及び期限 六 利息の支払の方法及び期限 七 水資源債券の発行の価額 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨 九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨

十 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

十 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

改正案	現行
<p>（都市再生債券申込証）</p> <p>第二十六条 都市再生債券の募集に応じようとする者は、都市再生債券申込証に、その引き受けようとする都市再生債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある都市再生債券（次条第二項において「振替都市再生債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該都市再生債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を都市再生債券の申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 都市再生債券申込証は、機構が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 都市再生債券の名称 二 都市再生債券の総額 三 各都市再生債券の金額 四 都市再生債券の利率 五 都市再生債券の償還の方法及び期限 六 利息支払の方法及び期限 七 都市再生債券の発行の価額 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨 九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨 	<p>（都市再生債券申込証）</p> <p>第二十六条 都市再生債券の募集に応じようとする者は、都市再生債券申込証にその引き受けようとする都市再生債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある都市再生債券（次条第二項において「振替都市再生債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該都市再生債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を都市再生債券の申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 都市再生債券申込証は、機構が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 都市再生債券の名称 二 都市再生債券の総額 三 各都市再生債券の金額 四 都市再生債券の利率 五 都市再生債券の償還の方法及び期限 六 利息支払の方法及び期限 七 都市再生債券の発行の価額 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨 九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨

十 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

十 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

改正案	現行
<p>（日本高速道路保有・債務返済機構債券申込証）</p> <p>第九条 日本高速道路保有・債務返済機構債券の募集に応じようとする者は、日本高速道路保有・債務返済機構債券申込証に、その引き受けようとする日本高速道路保有・債務返済機構債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある日本高速道路保有・債務返済機構債券（次条第二項において「振替日本高速道路保有・債務返済機構債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該日本高速道路保有・債務返済機構債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を日本高速道路保有・債務返済機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 日本高速道路保有・債務返済機構債券申込証は、機構が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。</p> <p>一 日本高速道路保有・債務返済機構債券の名称</p> <p>二 日本高速道路保有・債務返済機構債券の総額</p> <p>三 各日本高速道路保有・債務返済機構債券の金額</p> <p>四 日本高速道路保有・債務返済機構債券の利率</p> <p>五 日本高速道路保有・債務返済機構債券の償還の方法及び期限</p> <p>六 利息支払の方法及び期限</p>	<p>（日本高速道路保有・債務返済機構債券申込証）</p> <p>第九条 日本高速道路保有・債務返済機構債券の募集に応じようとする者は、日本高速道路保有・債務返済機構債券申込証にその引き受けようとする日本高速道路保有・債務返済機構債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある日本高速道路保有・債務返済機構債券（次条第二項において「振替日本高速道路保有・債務返済機構債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該日本高速道路保有・債務返済機構債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を日本高速道路保有・債務返済機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 日本高速道路保有・債務返済機構債券申込証は、機構が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。</p> <p>一 日本高速道路保有・債務返済機構債券の名称</p> <p>二 日本高速道路保有・債務返済機構債券の総額</p> <p>三 各日本高速道路保有・債務返済機構債券の金額</p> <p>四 日本高速道路保有・債務返済機構債券の利率</p> <p>五 日本高速道路保有・債務返済機構債券の償還の方法及び期限</p> <p>六 利息支払の方法及び期限</p>

- 七 日本高速道路保有・債務返済機構債券の発行の価額
- 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
- 九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨又は記名式で利札付きである旨若しくは無利札である旨
- 十 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

- 七 日本高速道路保有・債務返済機構債券の発行の価額
- 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
- 九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨又は記名式で利札付きである旨若しくは無利札である旨
- 十 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

改正案	現行
<p>（紛争処理の申請書の記載事項等）</p> <p>第十三条 法第二十五条の十の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当事者及びその代理人の氏名及び住所 二 当事者の一方又は双方が建設業者である場合においては、その許可をした行政庁の名称及び許可番号 三 あつせん、調停又は仲裁を求める事項 四 紛争の問題点及び交渉経過の概要 五 工事現場その他紛争処理を行うに際し参考となる事項 六 申請手数料の額 七 審査会の表示 八 申請の年月日 <ol style="list-style-type: none"> 2 証拠書類がある場合においては、その原本又は写を前項の書面（以下「申請書」という。）に添附しなければならない。 3 法第二十五条の九第三項の規定により合意によつて管轄審査会が定められたときは、その合意を証する書面を申請書に添附しなければならない。 4 当事者の一方から仲裁の申請をする場合においては、紛争が生じた場合において法による仲裁に付する旨の合意を証する書面を申請書に添附しなければならない。 	<p>（紛争処理の申請書の記載事項等）</p> <p>第十三条 法第二十五条の十の書面には、次に掲げる事項を記載し、申請人が記名押印しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当事者及びその代理人の氏名及び住所 二 当事者の一方又は双方が建設業者である場合においては、その許可をした行政庁の名称及び許可番号 三 あつせん、調停又は仲裁を求める事項 四 紛争の問題点及び交渉経過の概要 五 工事現場その他紛争処理を行うに際し参考となる事項 六 申請手数料の額 七 審査会の表示 八 申請の年月日 <ol style="list-style-type: none"> 2 証拠書類がある場合においては、その原本又は写を前項の書面（以下「申請書」という。）に添附しなければならない。 3 法第二十五条の九第三項の規定により合意によつて管轄審査会が定められたときは、その合意を証する書面を申請書に添附しなければならない。 4 当事者の一方から仲裁の申請をする場合においては、紛争が生じた場合において法による仲裁に付する旨の合意を証する書面を申請書に添附しなければならない。

改正案	現行
<p>（申請の手続）</p> <p>第二十五条 登録を申請する者（以下「申請人」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 ダム使用権の設定番号 二 多目的ダムの位置及び名称 三 ダム使用権の設定の目的 四 ダム使用権により貯留が確保される流水の最高及び最低の水位並びに量 五 申請人の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名） 六 代理人により登録を申請するときは、その氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名） 七 登録の原因及びその発生年月日 八 登録の目的 九 申請の年月日 十 登録免許税の額及びこれにつき課税標準の価額があるときは、その価額 <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添附しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 登録の原因を証する書面 二 登録義務者の権利に関する登録済証。ただし、第二十一条第三号 	<p>（申請の手続）</p> <p>第二十五条 登録を申請する者（以下「申請人」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 ダム使用権の設定番号 二 多目的ダムの位置及び名称 三 ダム使用権の設定の目的 四 ダム使用権により貯留が確保される流水の最高及び最低の水位並びに量 五 申請人の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名） 六 代理人により登録を申請するときは、その氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名） 七 登録の原因及びその発生年月日 八 登録の目的 九 申請の年月日 十 登録免許税の額及びこれにつき課税標準の価額があるときは、その価額 <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添附しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 登録の原因を証する書面 二 登録義務者の権利に関する登録済証。ただし、第二十一条第三号

、第五号及び第六号に掲げる登録の申請については、登録名義人の登録済証

三 登録の原因について第三者の許可、同意、承諾等を要するときは、これを証する書面

四 代理人により登録を申請するときは、その権限を証する書面

3 前項第一号の書面が執行力のある判決であるときは、同項第二号及び第三号の書面を添附することを要しない。

4 第二項第一号の書面が初めからないとき、又はこれを提出することができないときは、申請書にその旨を記載し、かつ、申請書の副本を提出しなければならない。

5 第二項第二号の登録済証が滅失したときは、申請書にその旨を記載し、かつ、申請人が登録義務者（同号ただし書の場合にあつては、登録名義人）と同一人であることを証する市町村長の証明書二通を添附しなければならない。

6 登録の原因について第三者の許可、同意、承諾等を要する場合において、その第三者が申請書に当該許可、同意、承諾等をした旨及びその氏名又は名称を記載したときは、第二項第三号の書面を添附することを要しない。

（削る）

、第五号及び第六号に掲げる登録の申請については、登録名義人の登録済証

三 登録の原因について第三者の許可、同意、承諾等を要するときは、これを証する書面

四 代理人により登録を申請するときは、その権限を証する書面

3 前項第一号の書面が執行力のある判決であるときは、同項第二号及び第三号の書面を添附することを要しない。

4 第二項第一号の書面が初めからないとき、又はこれを提出することができないときは、申請書にその旨を記載し、かつ、申請書の副本を提出しなければならない。

5 第二項第二号の登録済証が滅失したときは、申請書にその旨を記載し、かつ、申請人が登録義務者（同号ただし書の場合にあつては、登録名義人）と同一人であることを証する市町村長の証明書二通を添附しなければならない。

6 登録の原因について第三者の許可、同意、承諾等を要する場合において、その第三者が申請書に記名押印したときは、第二項第三号の書面を添附することを要しない。

7 申請書には、申請人（代理人により登録を申請するときは、代理人）が記名押印しなければならない。

改正案	現行
<p>（申請書）</p> <p>第八条 登録の申請をする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 船体識別番号 二 船舶番号を有するときは、当該船舶番号 三 船籍港 四 申請者の氏名又は名称及び住所 五 代理人により登録の申請をするときは、その氏名又は名称及び住所 六 登録の原因（申請者の権利につき持分の定めがあるときは、その持分を含む。）及びその発生年月日 七 登録の目的 八 申請の年月日 九 その他国土交通省令で定める事項 2 申請者は、新規登録又は移転登録の申請をするときは、申請書に記名及び押印をしなければならない。ただし、国土交通大臣がやむを得ないと認めるときは、記名及び押印に代えて、国土交通大臣が適当と認める方法によることができる。 	<p>（申請書）</p> <p>第八条 登録の申請をする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載し、これに記名（署名を含む。次項、次条第二項及び第十条第一項において同じ。）及び押印をし、又は署名した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 船体識別番号 二 船舶番号を有するときは、当該船舶番号 三 船籍港 四 申請者の氏名又は名称及び住所 五 代理人により登録の申請をするときは、その氏名又は名称及び住所 六 登録の原因（申請者の権利につき持分の定めがあるときは、その持分を含む。）及びその発生年月日 七 登録の目的 八 申請の年月日 九 その他国土交通省令で定める事項 2 申請者は、新規登録又は移転登録の申請をするときは、前項の規定にかかわらず、申請書に記名及び押印をしなければならない。ただし、国土交通大臣がやむを得ないと認めるときは、記名及び押印に代えて、国土交通大臣が適当と認める方法によることができる。